

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十一号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「次項」を「以下この条」に改める。

第四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第四項の規定にかかわらず、出納員である職員が別表第一臨時の出納員欄に掲げる職にある場合にあつては、知事は、当該職員が所属する機関に所属する他の職員のうちから臨時の出納員を一人任命する。

別表第二の十八の項中

東広島支所 梨ダム管理 事務所	東広島支所 梨ダム管理 事務所
所長	所長

を

東広島支所 梨ダム管理 事務所	東広島支所 梨ダム管理 事務所
所長	所長

に改め、同表の十

九の項中

総務局行政管理課	政策監
労働委員会事務局	課長、主任労働監 及び労働監

を

労働委員会事務局	課長、主任労働監 及び労働監
----------	-------------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。